

農産物情報及び水産物情報の提供・二次利用に関するガイドの公表

平成 25 年 6 月 28 日

特定非営利活動法人

ASP・SaaS・クラウドコンソーシアム

(略称：ASPIC)

ASPIC は、ICT 利活用の推進において農産物情報や水産物情報の各分野に、クラウドサービスを適切に普及拡大させるとともに、情報の公開・二次利用を促進することを目的として、「農産物情報の提供・二次利用ガイド」と「水産物情報等の提供・二次利用ガイド」を策定しましたので公表します。

1. 経緯

特定非営利活動法人 ASP・SaaS・クラウド コンソーシアム（略称：ASPIC、東京都品川区西五反田、会長：河合輝欣）では、ASP・SaaS・クラウドの普及拡大及び適切な利用促進を図ることを目的に、総務省と合同で設立した「ASP・SaaS・クラウド普及促進協議会」において、政府の進めるオープンデータ戦略の動きとクラウドの利用拡大の観点を踏まえ、農産物情報や水産物情報ごとに情報を公開及び二次利用する際に留意すべき事項等を検討してきました。

今般、その検討結果を踏まえ、以下のとおりガイドを策定しましたので公表します。

農産物情報の提供・二次利用ガイド	生産者が保有する農産物情報（栽培情報、流通情報、販売情報、品質情報、評価情報等）を公開する際、及びクラウドサービス事業者等が公開された栽培情報の二次利用サービスを提供する際に、必要となる事項、留意すべき事項をとりまとめたもの。
水産物情報等の提供・二次利用ガイド	水産物情報等（魚種名、漁獲海域等の水産物情報のほか、生産・流通・加工情報、消費者情報、市況情報等）の保有者が情報を公開する際、及びクラウドサービス事業者等が公開された属性情報の二次利用サービスを提供する際に、必要となる事項、留意すべき事項をとりまとめたもの。

2. 公表資料

- 「農産物情報の提供・二次利用ガイド」及び「水産物情報等の提供・二次利用ガイド」の概要（別紙参照）
- 「農産物情報の提供・二次利用ガイド」
- 「水産物情報等の提供・二次利用ガイド」

3. ガイドの取得方法

ASPIC の Web ページから取得できます。

(<http://www.aspicjapan.org/information/guideline/index.html>)

4. 情報の公開・二次利用に関するガイドの策定状況

政府が進めるオープンデータ戦略の動きとクラウドの利用拡大の観点を踏まえ、検討してきた「ASP・SaaS・クラウド普及促進協議会」においては、今回公表した上記のガイドのほか、既に「地盤情報の公開・二次利用促進のためのガイド」及び「防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド」を策定・公表（総務省から平成 25 年 6 月 18 日公表）しています。

これにより、オープンデータ戦略に基づいた情報の公開・二次利用に関するガイドは、今回公表する 2 つのガイドと合わせて、計 4 種類のガイドが策定されたことになります。

5. お問い合わせ先：

特定非営利活動法人 ASP・SaaS・クラウドコンソーシアム（略称：ASPIC）

e-mail：office@aspicjapan.org

〒141-0031 東京都品川区西五反田 7-3-1 たつみビル 2 F

TEL：03-6662-6591／FAX：03-6662-6347

以上

(別紙)

農産物情報の提供・二次利用ガイド(概要)

生鮮農産物の栽培情報を公開する際、及びクラウドサービス事業者等が公開された栽培情報の二次利用サービスを提供する際に、必要となる事項、留意すべき事項をガイドとしてとりまとめたもの。

【目次】

第Ⅰ部 共通編

1. 本ガイドについて

- 1.1. はじめに
- 1.2. 本ガイドの目的と使い方
- 1.3. 本ガイドの想定利用者
- 1.4. 本ガイドの対象範囲
- 1.5. 本ガイドで使用する主な用語の定義
- 1.6. 関連する他のガイド及びガイドライン等について

2. 農産物情報の提供と二次利用

- 2.1. 農産物情報の二次利用
- 2.2. 農産物情報の種類（栽培仕様、栽培履歴等）と保有者
- 2.3. 二次利用における情報の積極的な活用
- 2.4. 商品情報から農産物の日々の情報へ、一方向から双方向への新しい潮流
- 2.5. 農産物情報の5つの主要な利用目的と期待される効果
- 2.6. 目的別の利用パターン・農産物情報の公開範囲

第Ⅱ部 情報提供編

1. 農産物情報の提供メリットについて

- 1.1. 保有する農産物情報の種類別の提供メリットの比較

2. 農産物情報サービス事業者等との関係における留意事項

- 2.1. 保有する農産物情報の種類別の留意事項
- 2.2. 提供の条件（許諾・遵守義務・禁止/制限・免責事項・利用料等）の確認
- 2.3. 提供する情報の信頼性・品質
- 2.4. 農産物情報サービス事業者等が開示している情報の確認

第Ⅲ部 二次利用促進編

1. 農産物情報の二次利用メリットについて

- 1.1. 目的別、利用パターン別の二次利用メリット
- 1.2. 参考となる事例の成功要因とその効果の解説

2. 農産物情報保有者との関係における留意事項

- 2.1. 提供された情報の利用目的
- 2.2. 目的別、利用パターン別の留意事項
- 2.3. 提供を受ける際の条件（許諾・遵守義務・禁止/制限・免責事項・利用料等）の確認
- 2.4. 提供された情報の信頼性・品質

3. 農産物情報サービス利用者との関係における留意事項
 - 3.1. 目的別、利用パターン別の留意事項
 - 3.2. 利用規約の作成
 - 3.3. 情報サービス利用者へ提供する情報の信頼性・品質
 - 3.4. 情報開示による信頼の獲得

水産物情報等の提供・二次利用ガイド(概要)

水産物の属性情報を公開する際、及びクラウドサービス事業者等が公開された属性情報の二次利用サービスを提供する際に、必要となる事項、留意すべき事項をガイドとしてとりまとめたもの。

【目次】

第Ⅰ部 共通編

- 1 本ガイドについて
 - 1.1 本ガイドの目的と使い方
 - 1.2 本ガイドで使用する主な用語の定義等
 - 1.3 本ガイドの想定利用者
 - 1.4 本ガイドの対象範囲
- 2 水産物情報等の提供及び二次利用の内容
 - 2.1 水産物情報等のニーズを通じた連携促進
 - 2.2 水産物情報等の提供及び二次利用のパターン
 - 2.3 水産物情報等の法律上の対応

第Ⅱ部 情報提供編～水産物情報等の提供に取り組む方々へ～

- 1 水産物情報等の保有者における情報提供のメリット
 - 1.1 水産物情報等のオープン/クローズド別に見た情報提供のメリット
 - 1.2 取引形態別に見た情報提供のメリット
- 2 水産物情報等の提供における留意点
 - 2.1 情報の提供範囲（クローズド/オープン）による留意点
 - 2.2 情報の相手先による留意点
 - 2.3 提供対象となる水産物情報等の種類による留意点
 - 2.4 トレーサビリティ目的での情報提供における留意点

第Ⅲ部 二次利用促進編～水産物情報等の利用者向けサービスに取り組む方々、及び水産物情報等を利用する方々へ～

- 1 二次利用における水産物情報の活用メリット
 - 1.1 二次利用における情報サービス事業者の水産物情報の活用メリット
 - 1.2 二次利用における情報サービス利用者の水産物情報の活用メリット
- 2 水産物情報の二次利用における情報サービス事業者における留意点
 - 2.1 情報提供者と情報サービス事業者の契約等における留意点
 - 2.2 情報サービス事業者との情報サービス利用間の取り決めにおける留意点
 - 2.3 情報提供の相手先による留意点
 - 2.4 水産物情報・データの種類等に伴う留意点
 - 2.5 データコードに関する留意点
- 3 水産物情報等の二次利用における情報サービス利用者における留意点

参考資料

- 【参考1】水産物情報等の提供及び二次利用の事例
- 【参考2】関連する法令、他のガイド及びガイドライン等との関係
- 【参考3】水産物情報等における一次利用と二次利用
- 【参考4】水産物情報等のマッシュアップでの利用イメージ
- 【参考5】水産物情報の提供及び二次利用の対象となる水産物情報等・データ等
- 【参考6】水産物情報に関する知的財産法上の取り扱い
- 【参考7】水産物情報利用規約例（民間事業者からのオープンでの利用用途での提供がなされた場合の、情報サービス利用者との利用規約例）